

第7章 感染症・結核対策

保健所における通常業務としては、定期的予防接種、40歳以上を対象とした結核の定期健康診断などの予防業務や、感染症の発生に伴うまん延防止策としての消毒並びに健康診断等の実施や結核、エイズ・性感染症等の対策を実施している。

1 予防接種

「予防接種法」等に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を防ぐため、市内の実施医療機関等において定期予防接種を実施している。

(1) 定期予防接種（A類疾病）

種類	インフルエンザ菌b型（ヒブ）			小児用肺炎球菌			
	生後2か月～5歳未満			生後2か月～5歳未満			
対象	接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間	接種開始時年齢が1歳～5歳未満の間	接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間	接種開始時年齢が1歳～2歳未満の間	接種開始時年齢が2歳～5歳未満の間
標準的な接種回数と間隔	初回接種：1歳未満までの間に27日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日～56日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回接種	1回接種	初回接種：1歳未満までに27日以上の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種	初回接種：1歳未満までに27日以上の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種	60日以上の間隔をおいて2回接種	1回接種
実施時期	通年			通年			
医療機関数	232			231			
接種者数	40,591			41,870			

種類	B型肝炎	ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（4種混合）	ジフテリア・百日せき・破傷風（3種混合）	不活化ポリオ（単抗原）	ジフテリア・破傷風混合【第1期】	ジフテリア・破傷風混合【第2期】	BCG
対象	1歳未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	11歳～13歳未満	1歳未満
標準的な接種回数と間隔	3回接種 2回目：生後2か月以降に27日以上の間隔をおいて接種 3回目：生後7か月～9か月未満の間に接種※1回目から20週間以上の間隔をおく	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	1回接種 標準的な接種年齢11歳	生後5か月～8か月未満の間に、1回接種
実施時期	通年	通年	通年	通年	通年	通年	通年
医療機関数	213	244	244	223	318	318	210
接種者数	31,106	42,252	0	20	0	8,647	10,553

種類	麻しん・風しん混合【第1期】	麻しん【第1期】	風しん【第1期】	麻しん・風しん混合【第2期】	麻しん【第2期】	風しん【第2期】	水痘
対象	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	1歳から3歳未満
標準的な接種回数と間隔	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	6か月～12か月の間隔をおいて2回接種
実施時期	通年	通年	通年	通年	通年	通年	通年
医療機関数	268	268	268	289	289	289	255
接種者数	10,678	0	0	11,287	0	0	20,779

種類	日本脳炎【第1期】	日本脳炎1)【第2期】	ヒトパピローマウイルス（HPV）2)
対象	生後6か月～7歳6か月未満	9歳～13歳未満	小学校6年生～高校1年生相当の女子
標準的な接種回数と間隔	初回接種：3歳～4歳未満の間に、6日～28日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、概ね1年後に1回接種	1回接種 標準的な接種年齢9歳	・2価ワクチン（サーバリックス） 3回接種 2回目は1か月、3回目は1回目から6か月の間隔をおいて接種 ※2回目、3回目の接種は2か月半以上の間隔をおく ・4価ワクチン（ガーダシル） 3回接種 2回目は2か月、3回目は1回目から6か月の間隔をおいて接種 ※2回目、3回目の接種は3か月以上の間隔をおく
実施時期	通年	通年	通年
医療機関数	283	308	278
接種者数	35,457	13,500	269

1) 「日本脳炎第2期」は、令和元年度に18歳となる者、9歳に達する者への接種勧奨を行った。
2) 「ヒトパピローマウイルス（HPV）」は、厚生労働省の通知により、平成25年6月14日以降、積極的な接種勧奨を差し控えている。

(2) 定期予防接種（B類疾病）

種 類	インフルエンザ 1)	成人用肺炎球菌
対 象	①65 歳以上の者 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって 厚生労働省令で定めるもの	①令和元年度に 65 歳、70 歳、75 歳、 80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳 以上になる者 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって 厚生労働省令で定めるもの
接 種 回 数	1 回	1 回
実 施 時 期	令和元年 10 月 20 日 ～令和 2 年 1 月 31 日	平成 31 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日
医 療 機 関 数	555	477
個 人 負 担 金	1,600 円 (ただし、生活保護世帯の方、中国残 留邦人等支援給付制度の受給者及 び市民税非課税世帯の方は無料)	4,600 円 (ただし、生活保護世帯の方、中国残 留邦人等支援給付制度の受給者及 び市民税非課税世帯の方は無料)
接 種 者 数	133,018 人	8,587 人

2 感染症対策

平成11年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という)は、危機管理的な考え方による感染症の類型化、医療体制の再整備がなされ、患者等の人権に十分に配慮がなされている。

(1) 感染症発生届出

「感染症法」では、感染症と診断した医師は、一類・二類・三類・四類感染症及び五類感染症のうち侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん、麻しんは直ちに、五類感染症(定点把握対象疾患を除く)は7日以内に最寄りの保健所に届け出ることになっている。また、令和2年2月1日付けで新型コロナウイルス感染症が指定感染症となり、直ちに届け出ることになっている。

感染症発生届出件数 (件)

総数	二類		三類		四類							五類										指定 新型コロナウイルス感染症					
	結核	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	E型肝炎	デング熱	ジカウイルス感染症	マラリア	レプトスピラ症	レジオネラ症	アメーバ赤痢	ウイルス性肝炎	腸内細菌科細菌感染症	カルバペネム耐性	急性弛緩性麻痺	急性脳炎	ブドウ球菌	感染性溶血性レンサ球菌	(HIV感染症含む)	後天性免疫不全症候群	侵襲性インフルエンザ菌	侵襲性肺炎球菌感染症		水痘(入院例)	梅毒	症播種性クリプトコックス	破傷風	百日咳
571	177	2	26	4	2	1	2	1	12	8	1	10	3	32	5	12	13	7	39	4	73	2	1	106	17	3	8

三類感染症の患者発生に伴い、疫学調査、汚染個所の消毒の命令及び接触者等に対して健康診断(細菌検査)の勧告を行っている。

また、他保健所の感染症患者発生に伴い、旅行同行者等の健康調査依頼による健康診断(細菌検査)も行っている。

健康診断(細菌検査)実施状況 (件)

総数	細菌性赤痢	O26	O91	O103	O111	O121	O157	○型不明
142	40	31	3	2	4	13	44	5

(2) 感染症診査協議会

「感染症法」に基づき、一類・二類感染症患者について、第20条第1項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項等を審議及び第37条における入院患者の医療費の公費負担についての診査を行っている。

また、適正医療を受けるための医療費公費負担申請に基づく診査も行っている。

(「結核医療費公費負担」77ページ参照)

(3) 感染性胃腸炎(ノロウイルス等による)の集団発生に伴う対応

感染性胃腸炎の集団発生については、高齢者施設、保育園等、市内の施設から報告があり、調査、疫学調査及び感染予防・消毒の指導を行い、感染拡大の防止に努めた。

3 結核予防

「感染症法」に基づき、健康診断、結核患者の管理、接触者の感染防止、発病予防、結核医療の推進などを実施している。

(1) 結核検診（定期）

40 歳以上の市民を対象に、結核患者を自覚症状のないうちに発見し、患者の治癒効果を高めるとともに、伝染性疾患である結核を地域に伝播させないことを目的として、結核検診（定期）を「肺がん・結核検診」として市内個別医療機関で実施している。（45 ページ参照）

〈 根拠法令等 : 感染症法 〉

(2) 結核患者登録事務

「感染症法」第 53 条の 12 の規定に基づき、結核患者及び厚生労働省令（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第 27 条の 7）で定める結核回復者の結核登録票を作成し、管理を行っている。

結核登録患者数（令和元年 12 月 31 日現在）（人）

総 数	活動性結核				不 活 動 性 結 核 ・ 活	潜 在 性 結 核 感 染 症
	陽 性 登 録 時 喀 痰 塗 抹	結 核 菌 陽 性 登 録 時 其 他 の	そ の 他 登 録 時 菌 陰 性 ・	肺 外 結 核 活 動 性		
526	35	30	16	27	313	105

新登録患者数（平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日）（人）

区分 年齢	総 数	活動性結核				そ の 他
		陽 性 登 録 時 喀 痰 塗 抹	結 核 菌 陽 性 登 録 時 其 他 の	そ の 他 登 録 時 菌 陰 性 ・	肺 外 結 核 活 動 性	
総 数	143	47	46	16	34	65
0～4歳	1	0	0	0	1	1
5～9歳	0	0	0	0	0	1
10～14歳	0	0	0	0	0	0
15～19歳	3	0	2	0	1	1
20～29歳	15	3	6	3	3	14
30～39歳	12	5	2	3	2	10
40～49歳	9	3	2	1	3	12
50～59歳	18	4	5	4	5	7
60～69歳	13	6	4	0	3	6
70歳以上	72	26	25	5	16	13

(3) 結核医療費公費負担

「感染症法」に基づき、感染症診査協議会では、第 37 条における入院患者の医療費の公費負担、第 37 条の 2 における適正医療を受けるための医療費公費負担について診査を実施し、承認決定を行っている。

結核医療費公費負担申請・承認件数

	総数	被用者保険		国民健康 保 険	後期高齢	生活保護	その他	
		本人	家族					
診査総数	428	117	29	98	141	38	5	
37条の2	申請	305	104	22	61	88	25	5
	合格	301	103	22	60	86	25	5
	承認	301	103	22	60	86	25	5
37条	申請	123	13	7	37	53	13	0
	承認	123	13	7	37	53	13	0

※合格とは、結核医療基準に適合している場合をいう。承認とは、感染症法公費負担基準に適合している場合をいう。

感染症診査協議会開催状況

開催期日	開催回数
毎月第 1～4 水曜日(原則)	49 回

(4) 結核相談

保健所では、医師からの届出に基づき、患者への回復支援と周囲への感染・発症防止を目的に、保健師が病院訪問や面接等により相談を行っている。

相談実施状況 (延数)

総数	訪問指導件数	来所相談件数	電話相談件数
7,465	823	261	6,381

(5) 結核患者及び接触者健診

ア 管理健診

治療終了後もなお経過観察を要する者を対象に、再発防止のため、健康診断を保健所などで実施している。

管理健診実施状況 (延数)

受診者数			健診結果		
総数	保健所実施	医療機関実施	要医療者数	要観察者数	異常なし
110	53	2	1	0	54

イ 接触者健診

周囲への感染・発症防止のため、結核患者の家族及び接触者等を対象に、保健所などで健康診断を実施している。

接 触 者 健 診 実 施 状 況 (延数)

	受診者	再掲				健 診 結 果			
		胸部×線 撮 影	血液 検 査	ツベルクリ ン反応検査	喀痰 検 査	異常なし	結核患者 発見	潜在性結 核感染症	経過観察
総 数	1,736	1,517	1,340	119	0	1,708	4	19	5
保健所実施	1,214	1,062	921	119	0	1,188	4	18	4
委託医療機関実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他医療機関実施	522	509	419	0	0	520	0	1	1

(6) 結核定期健康診断及び実施報告

潜在患者を発見するため、感染症法第 53 条の 2 に基づき、事業者、学校長、施設長などが実施責任者として定期の健康診断を行うことが義務付けられており、同法第 53 条の 7 により保健所で実施者数等の報告を受理している。

(7) 直接服薬確認療法（DOTS）の推進

感染症法第 53 条の 14 に基づき、喀痰塗抹陽性結核患者及びその他保健所長が必要と認めた結核患者に対し、対面での直接服薬確認支援事業を実施している。

4 エイズ予防

エイズ対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、エイズのまん延防止及び患者感染者への差別・偏見の解消を図ることを目的に、正しい知識の普及啓発並びに相談指導体制の充実を図るなどの対策を講じている。

また、さいたま市は平成 18 年 2 月 1 日厚生労働省より、エイズ対策を講じるにあたり、国と重点的に連絡調整をすべき自治体に選定されており、エイズ対策の強化に取り組んだ。

(1) エイズ予防普及啓発活動

ア 普及啓発用ポスター

サッカーJ1 チーム「浦和レッドダイヤモンズ」と「大宮アルディージャ」の協力を得て、普及啓発用ポスターを作成し、市の施設を中心に、各鉄道会社等にも協力を依頼し掲示をした。

イ 各大学学園祭

浦和大学、人間総合科学大学、目白大学、埼玉大学の協力を得て、市内の各大学の学園祭において、コンドームやポケットティッシュ等の配布を通じて普及啓発活動を行った。

ウ 世界エイズデー

株式会社さいたまアリーナの協力を得て、令和元年 11 月 23 日から 12 月 25 日まで、さいたまスーパーアリーナで行われたクリスマスマーケットにおいて、普及啓発グッズを設置した。

エ さいたま市成人式

令和2年1月13日に成人式会場である、さいたまスーパーアリーナで、普及啓発グッズの配布を実施した。



各大学の学園祭



クリスマスマーケット



浦和レッズポスター



大宮アルディージャポスター

(2) エイズ相談

相談は、保健所において原則月 2 回の検査日や来所時に随時面接及び電話で行い、エイズに関する様々な悩みに対応している。

エイズ相談実施状況 (件)

総数	電話相談	来所相談
1,978	289	1,689

※日曜・臨時相談数含む

(3) HIV抗体検査(性感染症検査を含む)

検査は、希望者(予約)に対し、毎月第1、第3火曜日(原則)の昼間及び夜間に保健所で実施している。また、毎月第2日曜日(原則)に日曜即日検査を実施している。

H I V 抗体検査及び性感染症検査実施状況

	昼間					夜間				日曜
	HIV検査	梅毒	クラミジア	B型肝炎	C型肝炎	HIV検査	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	即日
検査件数	451	440	227	441	442	220	220	221	218	960

(4) 休日HIV(エイズ)・性感染症検査

HIV検査普及週間(6月1日から7日)、世界エイズデー(12月1日)に合わせ、5月26日(日)と11月24日(日)に「HIV・性感染症(クラミジア・梅毒)日曜無料検査」を実施した。

また、各区区民課窓口、エイズ対策推進協議会委員の大学、公共施設での啓発用グッズの配布や各区役所のプラズマテレビ等への内容掲示など広く検査等の周知を行った。

HIV・性感染症(クラミジア・梅毒)日曜無料検査実施状況

	HIV検査普及週間			世界エイズデー		
	HIV	梅毒	クラミジア	HIV	梅毒	クラミジア
検査件数	18	18	18	30	30	31

(5) エイズ対策推進協議会

さいたま市内におけるエイズ感染の拡大防止を図り、偏見や差別のない社会が作られるよう総合的な対策を推進するため、さいたま市エイズ対策推進協議会を開催した。

協議会はエイズ研究機関や市内拠点病院などの医師、看護師、MSW(医療ソーシャルワーカー)や市内大学の学生及び教育委員会、障害支援課職員等の推進委員で構成されており、①HIV感染の予防法の普及や偏見差別をなくす②検査の普及啓発③気軽に受けやすい検査体制④患者支援について等の課題について、それぞれの立場から意見を出し合いエイズ対策事業に反映させている。

5 風しん対策

- (1) 妊娠を希望する女性等を対象として、予防接種が必要である者を効果的に抽出するための風しん抗体検査を市内実施医療機関で行った。(さいたま市風しん抗体検査事業)

対 象	①妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性 ②①の対象となる女性の同居者または風しん抗体価が低い妊婦の同居者
実 施 時 期	平成31年4月27日～令和2年3月14日
実 施 場 所	医療機関(個別)
医 療 機 関 数	409箇所
実 施 人 員	1,767人

- (2) 風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、風しん抗体検査及び予防接種(風しん第5期定期予防接種)を行った。この対策の実施期間は令和4年3月31日までの3年間。

実施にあたっては、まず、風しん抗体検査を行い、検査結果が一定の基準を満たさない「陰性」の方が、風しん第5期定期予防接種の対象者。(風しんの追加的対策)

	件数
抗体検査	19,798件
予防接種	3,793件

6 肝炎治療特別促進事業（埼玉県への経由事務）

「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療に係る医療費の助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数（核酸アナログ製剤治療更新を除く）		697
内 訳	インターフェロン治療新規	2
	インターフェロン治療新規 2 回目	0
	インターフェロンフリー治療	141
	インターフェロンフリー・再治療	4
	核酸アナログ製剤治療	35
核酸アナログ製剤治療更新		515

7 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（埼玉県への経由事務）

「埼玉県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院患者に対する治療の研究を目的として行う医療費助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数		1
内 訳	新規	1
	更新	0

8 健康教育

保健所では、学校や職場からの依頼により感染症に対する健康教育を実施している。

実施日	内 容	実施場所	参加人数
平成 31 年 4 月 26 日	N95 マスク装着実習（対象：県内大学生）	さいたま市保健所	36
令和 元 年 8 月 5 日	結核研修会 （対象：さいたま市立病院新規採用看護師）	さいたま市立病院	45